

利益相反管理方針の概要

平成30年8月
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店（以下、「当行」といいます。）を含むBNPパリバグループは、世界的な金融コングロマリットとして多様な金融サービスを提供しており、当行グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっております。

こうした状況の中で、当行は、銀行法（昭和56年6月1日法律第59号）上の外国銀行支店及び金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）上の登録金融機関として、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を策定し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する体制を整備しております。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定等

(1) 利益相反のおそれのある取引の種類

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行又は当行グループ会社が行う取引のうち、①お客様の利益とBNPパリバグループの利益、又は②BNPパリバグループのお客様同士の利益がそれぞれ対立・競合する状況にあるために、典型的にお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）をいいます。

対象取引の種類としては、例えば以下のものが考えられます。

- ・ 当行からの助言やアドバイスを通じて、自己の利益を優先させてくれるとお客様が合理的な期待を抱く場合（忠実義務型）
- ・ お客様の利益を犠牲することにより、当行又は当行グループ会社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）
- ・ 当行又は当行グループ会社が忠実義務を負うお客様との間で取引を行う場合（自己代理型）
- ・ お客様と取引を行う相手方のために当行又は当行グループ会社が取引をする場合（双方代理型）
- ・ お客様が取引を行う相手方との間で、当行又は当行グループ会社がお客様と競合する取引を行う場合（競合取引型）
- ・ お客様の非公開情報を利用して、当行又は当行グループ会社が自己の利益を図るための取引を行う場合（情報利用型）
- ・ 当行又は当行グループ会社が同一の取引に複数の立場で関与することにより、お客様が通常の実行と同様の条件で取引することができなくなる場合

なお、当行は、対象取引に該当するか否かの判断において、当行及び当行グループ会社のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。また、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為であっても、「利益相反のおそれのある取引」に該当しないものは本方針の対象とはなっておりません。

(2) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の具体例としては、以下のようなものが考えられます。

- ・ 競合関係又は対立関係にある複数のお客様に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合
- ・ お客様に対し資金調達やM&Aに係る助言等を提供する一方で、当該お客様に対するプリンシパル投資、当該お客様から資産の購入その他の取引を行う場合
- ・ お客様に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他のお客様に当該有価証券の取引の推奨を行う場合
- ・ 資金調達に係る助言の提供先又は与信先等であるお客様に関する投資リサーチを提供する場合
- ・ お客様に対して買収防衛のアドバイスをする一方で、当該お客様を買収しようとしている競合関係・対立関係のある他のお客様に対して融資をする場合
- ・ 有価証券に係るお客様の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
- ・ お客様から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合
- ・ 自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合
- ・ 当行グループ会社が発行又は組成する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託しているお客様の資産に組入れる場合。更に、これらについて自己がバック・ファイナンスを行っている場合
- ・ 当行又は当行グループ会社の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当行では、当行の他、以下に掲げる当行グループ会社の行う取引を利益相反管理の対象とします。また、BNPパリバグループの海外の関連会社が行う取引についても利益相反管理の対象とします。

- ・ BNPパリバ証券株式会社
- ・ BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
- ・ カーディフ生命保険株式会社
- ・ カーディフ損害保険株式会社

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、利益相反のおそれのある取引を当行社内規程等によって特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることによりお客様の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。）。

- ✓ 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- ✓ 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- ✓ 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- ✓ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当行又は当行グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

4. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当行のコンプライアンス本部コンプライアンス部（以下、「コンプライアンス部」といいます。）を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス本部長をその長とします。コンプライアンス部は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の職責

コンプライアンス部は利益相反管理に関して、営業部門及び当行グループ会社から独立した立場で以下の職責を担います。ただし、コンプライアンス部が当行グループ会社に対して指示を行う場合又は当行グループ会社からコンプライアンス部に対して報告を行う場合は、当該グループ会社における内部管理を所管する部署を経由して行なうものとします。

コンプライアンス部は、利益相反を管理・統括するために以下の事項に関して責を負います。

- ・ 対象取引を特定するとともに、対象取引に関する適切な利益相反管理の実施を関連する営業部門に対し指示します。
- ・ 四半期ごとに、特定・管理した「利益相反のおそれのある取引」を経営委員会へ報告します。ただし、経営に重大な影響を与えるもの又はお客様の利益が著しく害されるおそれのあるものについては、速やかに経営委員会に報告します。
- ・ 当行及び当行グループ会社が行う対象取引に関し、定期的に又はその都度、対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。
- ・ お客様の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当行等の営業部門に対する適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。
- ・ 当行等の職員に対し、本方針及び利益相反管理規程を踏まえた利益相反の管理について研修を定期的実施し、利益相反のおそれのある取引の管理についての周知徹底をいたします。